

(仮称)療育・教育の総合センターにおける児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する際に想定される自己負担額について

(仮称)療育・教育の総合センターで実施する児童発達支援及び放課後等デイサービスについては児童福祉法に基づく法定給付のサービスであるため、一定の自己負担が発生します。
自己負担額は費用の1割となりますが、世帯の所得に応じて月ごとの上限額が定められています。

①想定される自己負担額について（各加算については想定）

○児童発達支援

各加算	単位数		
基本部分	620		
児童発達支援管理責任者専任加算	205		
指導員加配加算	195		
福祉専門職員配置等加算	10		
福祉・介護職員処遇改善加算	31		
合計	1061	× 地域区分	1回の費用
		10.6	= 11,246円

※想定される1回の自己負担額（費用の1割） 11,246円 × 0.1 = **1,124円**

○放課後等デイサービス

各加算	単位数		
基本部分	473		
児童発達支援管理責任者専任加算	205		
指導員加配加算	195		
福祉専門職員配置等加算	10		
福祉・介護職員処遇改善加算	31		
合計	914	× 地域区分	1回の費用
		10.6	= 9,688円

※想定される1回の自己負担額（費用の1割） 9,688円 × 0.1 = **968円**

②所得に応じた月ごとの上限額について

1回の利用については①の自己負担額が発生しますが、世帯の所得に応じて月ごとの上限額が定められているため、ひと月に利用した回数にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

世帯の収入状況	負担上限月額
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（市民税所得割28万円未満）	4,600円
市民税課税世帯（市民税所得割28万円以上）	37,200円

なお、児童福祉法のサービスと障害者総合支援法のサービスを利用している場合、世帯に介護保険のサービスを利用している方がいる場合、世帯で複数のお子さんが児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用している場合などは、高額障害福祉サービス等給付費の支給により、さらに負担が軽減される場合があります。